

住民基本台帳法の一部を改正する法律の概要

何人でも閲覧を請求できるという現行の閲覧制度は廃止し、個人情報保護に十分留意した制度として再構築

(1) 閲覧することができる場合を限定

- ① 国又は地方公共団体の機関が法令の定める事務の遂行のために閲覧する場合
 - ② 次に掲げる活動を行うために閲覧することが必要である旨の申出があり、かつ、市町村長が当該申出を相当と認める場合
 - ・統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究のうち公益性が高い(※)と認められるもの
※ 調査結果が広く公表され、その成果が社会に還元されていること等(総務大臣が定める基準)
 - ・公共的団体(例:社会福祉協議会等)が行う地域住民の福祉の向上に寄与する活動のうち公益性が高いと認められるもの
- 等

(2) 閲覧の手続等の整備

- ・閲覧の利用目的、管理の方法、調査研究の成果の取扱い等の明示
 - ・閲覧した事項を取扱える者の範囲の明確化
 - ・目的外利用の禁止・第三者提供の禁止
 - ・不正閲覧等に対する報告徴収、勧告、命令
 - ・閲覧した者の氏名、利用目的の概要等の公表
- 等

(3) 偽りその他不正の手段による閲覧や目的外利用の禁止に対する違反等に対する制裁措置の強化(過料の引上げ、刑罰規定の新設)

(4) 施行期日

平成18年11月1日